

資料

令和6年2月27日開催

第2回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第 1号	美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	1～ 2
議案第 2号	美瑛町監査委員条例等の一部改正について	3～ 8
議案第 3号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	9～10
議案第 4号	美瑛町手数料徴収条例の一部改正について	11～13
議案第 5号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	14～15
議案第 6号	美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	16～19
議案第 7号	美瑛町水道事業給水条例の一部改正について	20～21
議案第 8号	美瑛町特別会計条例の一部改正について	22～23

○町道路線の廃止

議案第26号	町道路線の廃止について（箇所図）	24
--------	------------------	----

美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「一部改正法」という。）の公布に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- （1）定義に特定個人番号利用事務と利用特定個人情報を加える。
- （2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第二を引用している条文を整備する。

3 施行期日

一部改正法の施行の日から施行する。

○美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

令和6年2月27日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (定義)</p> <p>第2条 【略】 (1)～(5) 【略】 (6) <u>特定個人番号利用事務 番号利用法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(7) <u>利用特定個人情報 番号利用法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>第3条 【略】 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 番号利用法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>4 【略】</p> <p>第5条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (定義)</p> <p>第2条 【略】 (1)～(5) 【略】</p> <p>第3条 【略】 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 番号利用法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う<u>番号利用法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>番号利用法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>4 【略】</p> <p>第5条 【略】 附 則 【略】</p>

美瑛町監査委員条例等の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の施行に伴い、関係条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

地方自治法及び地方自治法施行令の改正による条項ずれに伴い、条文を整備する。

- (1) 第1条 美瑛町監査委員条例の一部改正
- (2) 第2条 美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正
- (3) 第3条 美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
- (4) 第4条 美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例の一部改正
- (5) 第5条 美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

○美瑛町監査委員条例等の一部を改正する条例 新旧対照表
 【第1条による改正 美瑛町監査委員条例】

令和6年2月27日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条・第2条 【略】 (請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。</p> <p>第4条～第11条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第1条・第2条 【略】 (請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。</p> <p>第4条～第11条 【略】 附 則 【略】</p>

○美瑛町監査委員条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条による改正 美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例】

令和6年2月27日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町長等の町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項 〃 の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町長等の町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号 〃 に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

○美瑛町監査委員条例等の一部を改正する条例 新旧対照表
 【第3条による改正 美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例】

令和6年2月27日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>第8条～第10条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条～第6条 【略】 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>第8条～第10条 【略】 附則 【略】</p>

○美瑛町監査委員条例等の一部を改正する条例 新旧対照表
 【第4条による改正 美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例】

令和6年2月27日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>第8条～第10条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条～第6条 【略】 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>第8条～第10条 【略】 附則 【略】</p>

○美瑛町監査委員条例等の一部を改正する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町立病院事業の設置に関する条例】

令和6年2月27日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第10条 【略】 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額が100千円以上である場合とする。 第12条～第19条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条～第10条 【略】 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額が100千円以上である場合とする。 第12条～第19条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

研修等を目的とした職員の派遣に当たり、地域手当の支給地域を追加するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

別表第5の支給地域に北海道札幌市を加え、支給割合を国家公務員等の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第98号）に準拠し100分の3とする。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和6年2月27日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧														
<p>第1条～第25条 【略】 附 則 【略】 別表第1～第4 【略】 別表第5（第18条の5関係）</p> <table border="1" data-bbox="203 507 1097 683"> <thead> <tr> <th>支給地域</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道札幌市</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>東京都特別区</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>大阪府大阪市</td> <td>100分の16</td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	支給割合	北海道札幌市	100分の3	東京都特別区	100分の20	大阪府大阪市	100分の16	<p>第1条～第25条 【略】 附 則 【略】 別表第1～第4 【略】 別表第5（第18条の5関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 507 2067 683"> <thead> <tr> <th>支給地域</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都特別区</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>大阪府大阪市</td> <td>100分の16</td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	支給割合	東京都特別区	100分の20	大阪府大阪市	100分の16
支給地域	支給割合														
北海道札幌市	100分の3														
東京都特別区	100分の20														
大阪府大阪市	100分の16														
支給地域	支給割合														
東京都特別区	100分の20														
大阪府大阪市	100分の16														

美瑛町手数料徴収条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

戸籍法の改正に伴い、手数料を徴収する事務の追加及び文言の整備を行う。

3 施行期日

令和6年3月1日から施行する。

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和6年2月27日
第2回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
第1条～第7条 【略】 附則 【略】 別表（第2条関係）			第1条～第7条 【略】 附則 【略】 別表（第2条関係）		
手数料の種類	単位	金額	手数料の種類	単位	金額
1～5 【略】			1～5 【略】		
6 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1通につき	450円	6 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明	1通につき	450円
7 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき	400円			
8 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	1通につき	750円	7 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明	1通につき	750円
9 除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき	700円			
10～12 【略】			8～10 【略】		
13 届出・申請の受理若しくは届書その他の書類の記載事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき	350円	11 届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付	1通につき	350円

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和6年2月27日
第2回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
<u>14</u> 【略】			<u>12</u> 【略】		
<u>15</u> 届書その他の書類又は届書等 情報の閲覧	1件につき	350円	<u>13</u> 届書その他の書類_____の _____の閲覧	1件につき	350円
<u>16</u> ～ <u>41</u> 【略】			<u>14</u> ～ <u>39</u> 【略】		
備考 【略】			備考 【略】		

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

基準府令が条例の従うべき基準とされているため、改正内容に準じて条文を整備する。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和6年2月27日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第22条 【略】 (<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>第24条～第52条 【略】 (電磁的記録等)</p> <p>第53条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 【略】</p> <p>第54条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>第1条～第22条 【略】 (<u>掲示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第24条～第52条 【略】 (電磁的記録等)</p> <p>第53条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 【略】</p> <p>第54条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

美瑛町水道事業計画の変更及び地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- （1）給水区域の拡張に伴い、各地区に給水区域及び文言を追加する。
- （2）地方自治法の改正による条項ずれに伴い、条文を整備する。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

○美瑛町水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

令和6年2月27日
第2回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
第1条 【略】 (経営の基本) 第2条 【略】 2 【略】 (1) 給水区域		第1条 【略】 (経営の基本) 第2条 【略】 2 【略】 (1) 給水区域	
地区名	給水区域	地区名	給水区域
本町	西町、栄町、本町、中町、旭町、錦町、東町、南町、 寿町、幸町、丸山、花園、憩町、憩が丘、大町、北 町、扇町、字美瑛原野2線、字美瑛原野3線、字美瑛 原野4線、字水上、字水沢新生の一部、字大村大久保 第1、字大村大久保協生、字大村村山、字大村中本、 字大村石山、字北瑛第1、字北瑛第2、字北瑛第3、 字美田第1、字美田第2の一部、字美田第3の一部、 字夕張、字旭第1、字旭第2、字旭第3、字旭第4、 字旭第5、字旭第6の一部、字旭第7、字旭第8、字 旭中央、字旭北星、字美沢川向朝日、字美沢川向第 2、字美沢川向酪農、字美沢日の出、字美沢川向大正 山、字美沢美生の一部、字白金の一部、字藤野第1、 字藤野第2、字藤野第3、字藤野協成、字藤野中央、 字美瑛原野5線、字新区画の一部、字明治第1、字明 治第2、字大三、字下字莫別第1、字下字莫別第2、 字下字莫別第3、字下字莫別第5、字下字莫別朝日、 字赤羽の一部	本町 西町、栄町、本町、中町、旭町、錦町、東町、南町、 寿町、幸町、丸山、花園、憩町、憩が丘、大町、北 町、扇町、字美瑛原野2線、字美瑛原野3線、字美瑛 原野4線、字水上、字水沢新生の一部、字大村大久保 第1、字大村大久保協生、字大村村山、字大村中本、 字大村石山、字北瑛第1、字北瑛第2、字北瑛第3、 字美田第1、字美田第2の一部、字美田第3の一部、 字夕張、字旭第1、字旭第2、字旭第3、字旭第4、 字旭第5、字旭第6の一部、字旭第7、字旭第8、字 旭中央、字旭北星、字美沢川向朝日、字美沢川向第 2、字美沢川向酪農、字美沢日の出、字美沢川向大正 山_____、字白金の一部、字藤野第1、 字藤野第2、字藤野第3、字藤野協成、字藤野中央、 字美瑛原野5線、字新区画の一部、字明治第1、字明 治第2、字大三、字下字莫別第1、字下字莫別第2、 字下字莫別第3、字下字莫別第5、字下字莫別朝日、 字赤羽の一部	

○美瑛町水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

令和6年2月27日
第2回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
白金	【略】	白金	【略】
平和	字美馬牛第1、字美馬牛第2、字美馬牛旭東、字美馬牛新栄、字美馬牛大成、美馬牛北、美馬牛南、字新星第1、字新星第2、字新星第3、字新星第4、字新星第5、字常盤、字御牧、字拓進、字新星みどりヶ丘、字新星妙見、字新星平和、字福富福美沢、字福富間宮、字豊栄、字福富瑛進、字福富憩、字みどり、字大曲、字水沢新生の一部、字水沢、字水沢清水ヶ丘、字水沢春日台第1、字水沢春日台第2、字水沢厚生、字美沢美瑛共和、字美沢共生、字美沢拓成、字美沢共立、字美沢中央、字美沢希望、字三笠、字美沢早崎、 <u>字美沢美生の一部</u> 、字美沢双葉、 <u>字白金の一部</u> 、字瑠辺薬第1、字瑠辺薬第2、字瑠辺薬第3、字瑠辺薬第4、字瑠辺薬第5、字瑠辺薬栄進、字瑠辺薬共和、字瑠辺薬平和、字瑠辺薬北斗、上富良野町津郷農場の一部、上富良野町沼崎農場の一部、上富良野町松井牧場の一部	平和	字美馬牛第1、字美馬牛第2、字美馬牛旭東、字美馬牛新栄、字美馬牛大成、美馬牛北、美馬牛南、字新星第1、字新星第2、字新星第3、字新星第4、字新星第5、字常盤、字御牧、字拓進、字新星みどりヶ丘、字新星妙見、字新星平和、字福富福美沢、字福富間宮、字豊栄、字福富瑛進、字福富憩、字みどり、字大曲、字水沢新生の一部、字水沢、字水沢清水ヶ丘、字水沢春日台第1、字水沢春日台第2、字水沢厚生、字美沢美瑛共和、字美沢共生、字美沢拓成、字美沢共立、字美沢中央、字美沢希望、字三笠、字美沢早崎、 <u>字美沢美生</u> 、字美沢双葉、 <u>字美沢美生</u> 、字瑠辺薬第1、字瑠辺薬第2、字瑠辺薬第3、字瑠辺薬第4、字瑠辺薬第5、字瑠辺薬栄進、字瑠辺薬共和、字瑠辺薬平和、字瑠辺薬北斗、上富良野町津郷農場の一部、上富良野町沼崎農場の一部、上富良野町松井牧場の一部
五稜	【略】	五稜	【略】
(2)・(3) 【略】		(2)・(3) 【略】	
第3条～第4条 【略】		第3条～第4条 【略】	
(議会の同意を要する賠償責任の免除)		(議会の同意を要する賠償責任の免除)	
第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律		第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律	

○美瑛町水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

令和6年2月27日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合とは、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>第6条・第7条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第67号) <u>第243条の2の2第4項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合とは、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>第6条・第7条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町水道事業給水条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

水道法（昭和32年法律第177号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

所管省の変更に伴い、条文を整備する。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

○美瑛町水道事業給水条例 新旧対照表

令和6年2月27日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 (給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>第5条～第32条 【略】 (過料)</p> <p>第33条 【略】</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 【略】</p> <p>第34条～第38条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条～第3条 【略】 (給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>第5条～第32条 【略】 (過料)</p> <p>第33条 【略】</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 【略】</p> <p>第34条～第38条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町特別会計条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和6年度から美瑛町農業研修施設事業を一般会計に移行させることに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

本条例により設置している「美瑛町農業研修施設事業特別会計」を削除し、美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例（平成30年美瑛町条例第2号）を廃止する。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

○美瑛町特別会計条例 新旧対照表

令和6年2月27日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(設置) 第1条 【略】 (1)～(5) 【略】</p> <hr/> <p>第2条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>(設置) 第1条 【略】 (1)～(5) 【略】 (6) <u>美瑛町農業研修施設事業特別会計 農業研修施設事業</u></p> <hr/> <p>第2条 【略】 附 則 【略】</p>

町道路線の廃止

議案第26号 廃止
横牛辺別川線 (471)

